

中津市建設工事等入札参加資格者の指名停止措置について

1. 指名停止措置業者名

株式会社 大昇

指名停止措置業者の住所

大分県中津市大字万田 6 6 8 番地 3

2. 指名停止措置期間

令和 7 年 4 月 1 1 日から令和 7 年 5 月 1 0 日まで（1 か月間）

3. 指名停止措置要件

中津市契約規則施行細則第10条別表第1措置要件4に該当

4. 指名停止措置理由

中津市発注工事の施工に当たり、契約に違反し履行遅延したことが工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるため。

【お問い合わせ先】

中津市 総務部 契約検査課 契約係

TEL 0979 (62) 9875 (内線 701・702)